

**砥部町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画**

砥部町教育委員会(学校教育課)

施行日:令和8年4月1日

目次

1. はじめに 3
2. 本町の現状 4
3. 目標 5
4. 計画の期間 5
5. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 6
6. 関連する取組、今後のフォローアップについて . . 9

1 はじめに

本計画は、教職員の給与等に関する特別措置法（令和8年4月施行）及び国、県の指針に基づき、教職員の過度な業務負担を軽減し、学校現場で教育に携わる誰もが、ワーク・ライフ・バランスを実現し、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、教職員の心身の健康を保ち、「誇りややりがい（ワーク・エンゲイジメント）」を持って能力を発揮できる環境を整えることにより、教職員が子どもたち一人ひとりと向き合う時間や授業改善のための時間確保に繋げ、教育の質のさらなる向上と、豊かな学びを実現することを目的に策定するものです。

本町では、「砥部町教育基本方針」において、子どもたち一人ひとりに「豊かな心」、「確かな学力」、「健やかな体」の調和のとれた『生きる力』を育むとともに、家庭・地域と連携し、地域に開かれた「信頼される学校づくり」を進めることとしており、その実現には、教職員が心身ともに健康で、誇りややりがいをもって職務に専念し、専門性を最大限に発揮できる環境の整備が不可欠です。

本計画が目指す「働き方改革」は、これまで学校が担ってきた事務的・過重な周辺業務について整理、分類し、総合教育会議や学校運営協議会等を活用し、学校・地域・行政等が連携して、教育課題の共有のほか、業務の移行や協働など、役割分担の見直しを進めます。

また学校においては「単に労働時間を削減すること」に留まらず、「限られた時間の中で最大の成果を出す」という意識の醸成とともに、業務の「精選」と「見直し」を徹底させることにより、本来教職員が担うべき業務に注力する時間を創出することを合わせて目指してまいります。

なお、本計画における取組状況や課題については、継続的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行いながら、令和11年度までの計画目標の達成を目指します。

さいごに、砥部町教育委員会では、本計画を学校とともに連携して推進し、保護者や地域、関係機関との理解と協力を得ながら、教職員の「働きやすさ」と「働きがい」が両立された環境整備を実現するとともに、砥部町教育大綱の基本目標である「未来を担う子どもたちが、たくましく健やかに育まれるまち」の実現に向けて、取り組んでまいります。

2 本町の現状

本町では、慢性化及び増大する教職員の業務量を適切に管理するため、令和2年4月に、「砥部町公立学校管理規則」を改正し、学校の教職員の時間外在校等時間の上限を1箇月あたり45時間、1年あたり360時間と定め、教職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできましたが、依然として長時間勤務の教職員が存在しているのが現状です。

以下は、令和6年度の時間外在校等時間の状況です。

【令和6年度時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る教職員の割合 (年平均)	月80時間を上回る教職員の割合 (年平均)
小学校	月48時間58分	34.1%	5.6%
中学校	月50時間55分	50.6%	14.6%

※校務支援システムによる在校等時間

時間外在校等時間が45時間を超える割合が、小学校で30%以上、中学校で50%以上と非常に多くなっています。

要因は、年度・学期はじめなどにおいて、教職員の人事異動や学級開き業務に加え、毎学期ごとの成績のほか、保護者対応、入学式、卒業式、運動会、水泳大会、陸上大会等の主要行事の対応など、時期により業務の負担が大きくなっているほか、中学校については、部活動の指導等の業務負担が大きくなっていることなどが考えられます。

行事の短縮や廃止、開催時期の変更のほか、部活動の地域展開、様々な問題等への対応支援など、教職員の負担軽減を図り、教育業務に必要な時間的余裕を創出する必要があります。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教職員等の給与等に関する特別措置法に基づき、本計画を策定するものです。

3 目標

業務量管理・健康確保措置の実施により、令和11年度までに以下の目標達成を目指します。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%
- ・1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%まで減少
【R7結果 14.6%】
- ・ストレスチェックにおける「働きがいがある」と肯定的な回答の割合を70%以上【R7結果 56.7%】

4 計画の期間

令和8年度から令和11年度まで

5 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組みます。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

- ① 時間外の登下校時の通学路における日常的な見守り活動
 - ・ 教職員が実施していた「青色パトロール防犯活動」については、令和8年度から廃止しますが、地域ボランティア、保護者、警察等関係機関による見守り活動体制を充実することにより、見守り体制の強化に努めます。
- ② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
 - ・ 放課後から夜間における時間外の見回りについては、町補導委員会、警察が行っている見回りに委ねることとします。
 - ・ 補導された児童生徒の引取りについては、定例補導委員会や保護者への通知等において、「保護者が第一義的な責任を負う」ことについて認識共有を図ります。
- ③ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
 - ・ 学校徴収金について、給食費等公費に係るものについては、令和9年度を目標に町教育委員会職員による徴収管理を実施します。
 - ・ その他学校徴収金については、内容を精査、整理したうえで、必要なものについてはシステム等により業務の一元化を図ります。
- ④ 保護者等からの過剰な苦情や不当要求等の学校では対応が困難な事案への対応
 - ・ 各学校に備えている電話機に、録音を行う旨のガイダンスと録音機能を追加します。
 - ・ 令和8年度中に、「砥部町教育委員会学校カスタマーハラスメント対策基本方針」を策定し、過剰な苦情や不当な要求への対応を明記するとともに、町教育委員会、首長部局（町顧問弁護士等の専門家）とも連携し、直接苦情等に対応するとともに、専門家の知見を活用できる環境を整備することにより、当該苦

情等に対応できる体制を構築します。

⑤ 町主催行事等への参加要請

- ・ 校長と人権・同和教育主任が講師として参加している地域への人権教育巡回学習会については、学校の負担とならないような実施方法とします。
- ・ 町主催の各種行事等への参加について見直します。

⑥ 就学时健康診断

- ・ 各校において実施している就学时健康診断については、共同実施に向けて取り組みます。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

① 学校プールについて

- ・ 町内水泳大会については、令和9年度から廃止することとし、廃止後は校内における記録会を実施します。

② 部活動について

- ・ 令和8年度以降に、段階的に休日の部活動の地域展開を実現します。

③ 学校周辺業務の地域協力等

- ・ 学校運営協議会等、地域ボランティアの協力を得るなど、各学校において必要に応じて取り組みます。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

① 授業準備等

- ・ スクール・サポート・スタッフやICT支援員を積極的に活用し、授業準備やデジタル教育のサポート等、教職員の負担軽減を継続的に実施します。

② 学校行事の見直し

- ・ 学校で定例的に実施している学校行事において、教職員の負担感が大きいものや、障壁となっている課題等、校内や関係機関との協議により、見直します。

エ その他、学校の負担軽減につながる施策

① 一般団体からの児童生徒へのチラシ配布の禁止

- ・ 学校の事務負担となるような一般団体からのチラシの配布は原則行ないません。
- ② 教員等が参加する、委員会等の勤務時間内の開催の普及
- ・ これまで定例的に実施している町、町教育委員会主催の時間外の委員会、会合等については、勤務時間内に実施するよう努めます。

（２）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図ります。

- ア 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定します。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小４以上は年間で1086 単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直します。
- イ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行います。
- ウ 県C B Tシステム（E I L S）や、校務支援システム等のデジタル技術の活用により、校務を効率化し、「GIGA スクール構想の下での校務DX チェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を、令和11年度までに70%にします。【R6結果59.1%】

（３）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組みます。

- ア 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を促します。
- イ ストレスチェックの集団分析の結果等を活用する等職場環境を改善します。
- ウ 年次有給休暇について、まとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して周知します。

6 関連する取組、今後のフォローアップについて

(1) 町教育委員会での取り組み等

- ア 取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、町のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告します。
- イ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握します。
- ウ 各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施します。
特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、速やかに状況を改善するため、当該学校に対する個別の支援・指導を実施します。
- エ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化します。
- オ 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や自治会等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組みます。

(2) 学校における取り組み等

- ア 校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施します。
- イ 各学校、教職員の在校等時間の状況を毎月確認し、在校等時間の多い教職員を把握するとともに、学期毎に町教育委員会にその結果を報告することにより、在校等時間の要因、分析を行い、改善を行います。